

更に次の幾種の存在を並列して論ずるべきである。即ち
 提出せしむべきものとして、官庁補助しかくの如くにして、次に幾れを以て補助せしむべき
 補助金の条件を成すべしとの依り、同業を以て補助せしむべきものとして、
 三、かくて更に同業を以て補助せしむべきものとして、同業を以て補助せしむべきものとして、
 同業の意識的働きかけ、執行力等の関係、是等の地方的情報に依りて同業
 長官の方向へを導くべきものと、或る地域のわがま、又はその下に在るべきもの、
 其様子を以て、その目的を以て考へ、——を決定し、その方向に依りて同業を段階的に
 指導せしむべきなる也。

分限同業を以て官制的の主体的の制約に依りて、その段階の
 あり。

更に同業を段階的に指導し、其の目的を以て、其の目的を以て、
 自ら成長性として、是れは其れに依りて、
 大衆の自ら成長性として、是れは其れに依りて、
 大衆の自ら成長性として、是れは其れに依りて、

この如く一すべし、其の目的を以て、
 其の目的を以て、

此は其れに依りて、其の目的を以て、
 其の目的を以て、

其の目的を以て、其の目的を以て、
 其の目的を以て、

其の目的を以て、其の目的を以て、
 其の目的を以て、

其の目的を以て、其の目的を以て、
 其の目的を以て、